

青森県災害救助法施行細則 新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第一(第二条関係) 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 1 避難所 (一)～(二) 略 (三) 避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費)とし、一人一日当たり<u>三百五十円</u>以内とする。 2 応急仮設住宅 (一) 略 (二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。 (1) 略 (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、<u>六百八十八万三千円</u>以内とする。 (3)～(7) 略 (三) 略	別表第一(第二条関係) 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 1 避難所 (一)～(二) 略 (三) 避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費)とし、一人一日当たり<u>三百六十円</u>以内とする。 2 応急仮設住宅 (一) 略 (二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。 (1) 略 (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、<u>七百八万九千円</u>以内とする。 (3)～(7) 略 (三) 略
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 1 炊き出しその他による食品の給与	二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 1 炊き出しその他による食品の給与

(四) 略

(四) 略

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	<u>一九、八〇〇</u> 円	<u>二五、四〇〇</u> 円	<u>三七、七〇〇</u> 円	<u>四五、〇〇〇</u> 円	<u>五七、〇〇〇</u> 円	<u>八、三〇〇</u> 円
冬季	十月から三月まで	<u>三二、八〇〇</u> 円	<u>四二、四〇〇</u> 円	<u>五九、〇〇〇</u> 円	<u>六九、〇〇〇</u> 円	<u>八七、〇〇〇</u> 円	<u>一二、〇〇〇</u> 円

季 別	期 間	一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六 人 以 上 一 人 増 す ご と に 加 算 す る 額
-----	-----	------------	------------	------------	------------	------------	--

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	<u>二〇、</u> <u>三〇〇</u> 円	<u>二六、</u> <u>一〇〇</u> 円	<u>三八、</u> <u>七〇〇</u> 円	<u>四六、</u> <u>二〇〇</u> 円	<u>五八、</u> <u>五〇〇</u> 円	<u>八、五〇〇</u> 円
冬季	十月から三月まで	<u>三三、</u> <u>七〇〇</u> 円	<u>四三、</u> <u>五〇〇</u> 円	<u>六〇、</u> <u>六〇〇</u> 円	<u>七〇、</u> <u>九〇〇</u> 円	<u>八九、</u> <u>三〇〇</u> 円	<u>一二、三〇</u> 〇円

季 別	期 間	一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六 人 以 上 一 人 増 す ご と に 加 算 す る 額
-----	-----	------------	------------	------------	------------	------------	--

夏季	四月 から 九月 まで	<u>六、五</u> <u>〇〇円</u>	<u>八、七</u> <u>〇〇円</u>	<u>一三、</u> <u>〇〇〇</u> 円	<u>一五、</u> <u>九〇〇</u> 円	<u>二〇、</u> <u>〇〇〇</u> 円	<u>二、八〇〇</u> 円
冬季	十月 から 三月 まで	<u>一〇、</u> <u>四〇〇</u> 円	<u>一三、</u> <u>六〇〇</u> 円	<u>一九、</u> <u>四〇〇</u> 円	<u>二三、</u> <u>〇〇〇</u> 円	<u>二九、</u> <u>〇〇〇</u> 円	<u>三、八〇〇</u> 円

4 略

夏季	四月 から 九月 まで	<u>六、七</u> <u>〇〇円</u>	<u>八、九</u> <u>〇〇円</u>	<u>一三、</u> <u>四〇〇</u> 円	<u>一六、</u> <u>三〇〇</u> 円	<u>二〇、</u> <u>五〇〇</u> 円	<u>二、九〇〇</u> 円
冬季	十月 から 三月 まで	<u>一〇、</u> <u>七〇〇</u> 円	<u>一四、</u> <u>〇〇〇</u> 円	<u>一九、</u> <u>九〇〇</u> 円	<u>二三、</u> <u>六〇〇</u> 円	<u>二九、</u> <u>八〇〇</u> 円	<u>三、九〇〇</u> 円

4 略

六 被災した住宅の応急修理

1 略

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 略

(二) 当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とする。

(三) 略

3 日常生活に必要な最小限度の部分の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 略

(二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。

(1) (2)の世帯以外の世帯 七十一万七千円

(2) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

(三) 略

六 被災した住宅の応急修理

1 略

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 略

(二) 当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とする。

(三) 略

3 日常生活に必要な最小限度の部分の修理については、次に掲げるところによる。

(一) 略

(二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。

(1) (2)の世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(三) 略

八 学用品の給与 1、2 略 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (一) 教科書代 (1)、(2) 略 (二) 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校児童 一人当たり <u>五千二百円</u> (2) 中学校生徒 一人当たり <u>五千五百円</u> (3) 高等学校等生徒 一人当たり <u>六千円</u> 4 略	八 学用品の給与 1、2 略 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (一) 教科書代 (1)、(2) 略 (二) 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校児童 一人当たり <u>五千五百円</u> (2) 中学校生徒 一人当たり <u>五千八百円</u> (3) 高等学校等生徒 一人当たり <u>六千三百円</u> 4 略
九 埋葬 1・2 略 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人<u>二十二万六千 百円</u>以内、小人<u>十八万八千 百円</u>以内とする。 4 略	九 埋葬 1・2 略 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人<u>二十三万二千 二百円</u>以内、小人<u>十八万五千七 百円</u>以内とする。 4 略
十 死体の搜索及び処理 1 略 2 死体の処理 (一)～(三) 略 (四) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり<u>三千六百円</u>以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり<u>五千七百円</u>以内とす	十 死体の搜索及び処理 1 略 2 死体の処理 (一)～(三) 略 (四) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり<u>三千七百円</u>以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり<u>五千九百円</u>以内とす

る。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。 (3) 略 (五) 略	る。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。 (3) 略 (五) 略
十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 1 略 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行つた障害物の除去につき一世帯当たりの平均<u>十四万円</u>以内とする。 3 略	十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 1 略 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行つた障害物の除去につき一世帯当たりの平均<u>十四万三千九百円</u>以内とする。 3 略